

番 号 : 140103

国 名 : スリランカ

担当部署 : 南アジア部南アジア第三課

案件名 : インフラセクター事業形成・実施促進アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 円借款事業形成・実施促進
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月下旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0・65M/M 現地 4.5M/M 合計 5.15MM
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 国内作業 第3次派遣 国内作業  
2 16 2 35 2 28 2  
第4次派遣 国内作業 第5次派遣 帰国後整理期間  
28 2 28 3

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②当該業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務<sup>注</sup>の経験 40点
    - ②対象国又は同隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	円借款事業形成・実施促進に係る各種業務
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

スリランカ国では、2009年5月に25年以上に亘った紛争が終結したことを受け、紛争影響下にあった地域の復旧・復興に加え、国土全域において、より一層の経済発展を進展させるための経済インフラ整備が政府主導の下で急速に進んでいる。

我が国は、世界銀行やアジア開発銀行等と並んでスリランカにおけるトップドナー（出典：スリランカ政府財務計画省対外援助局2013年度年報）であり、経済インフラを含む多くのセクターにおいて多様な事業を展開している。紛争終結後の開発ニーズが急増する中で、スリランカ政府は引き続き我が国からの経済インフラ整備に係る支援について強い期待を示していることからJICAは同国の経済インフラ整備に対し積極的な支援を行っている。

他方、増大する開発ニーズの中で経済インフラ分野の円借款案件を戦略的、迅速かつ確に形成・実施するためには、各実施機関の能力向上が必要不可欠であり、特に円借款案件の形成及び実施に係る各種制度・手続きに係る各実施機関側の十分な理解が求められる。他方、実施機関担当者が円借款事務手続き等に習熟していない場合も多く、貸付実行手続きの遅延や事業進捗の阻害要因となるなど、これら知見の不足が契約監理上のリスクにつながることも多い。そのため、円借款業務に精通した専門家が実施機関に対して適切に指導、支援することが求められている。

また、実施機関の能力向上に加え、我が国の対スリランカ国支援で中心的な役割を果たしている財務計画省の対外援助局（以下、「ERD」）の包括的な能力向上も、スリランカ国内での必要な手続きを迅速に行う上で重要である。このような状況において、2013年度には、円借款事業形成・実施促進にかかるアドバイザーを派遣し、運輸交通、上下水道、電力セクターを対象に、円借款事業形成・実施促進にかかる支援を実施し、その結果実施機関の能力向上を通じた既往案件実施促進が達成された他、「ケラニ河新橋建設事業」等新規円借款案件の円滑な形成が達成された。2014年度においては、「ケラニ河新橋建設事業」等既往案件にかかる住民移転等の迅速な立上げ支援の他、特に円借款事業経験が十分でない実施機関等に対する新規円借款案件形成のための能力向上に向けた支援が求められている。

以上の背景を踏まえ、本案件は円借款における高度な実務能力に加え技術移転への深い知見を有するアドバイザーの派遣が求められている。業務の担当分野は、主として運輸交通、情報通信、電力セクター等の経済インフラ整備に係る新規案件形成に必要な情報収集であり、既往案件の実施促進及び実施機関並びにERD（以下、「実施機関等」）の事業能力強化を行うことで、円借款案件に係る業務を円滑に進めることが期待されている。

なお、既往案件の実施促進については、「ケラニ河新橋建設事業」、「国道主要橋梁建設事業」、「国道土砂災害対策事業」、「アッパーコトマレ水力発電所建設事業」、「大コロambo圏送配電損失率改善事業」、「ハバラナ・ヴェヤンゴダ送電線建設事業」等の円借款案件を対象とし、住民移転等事業立ち上げ支援、入札評価・契約書等作成支援、契約監理、事業実施促進等、各案件のステージに応じた助言・指導を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者の業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2014年4月下旬)
  - ア JICA南アジア部と協議を行い、本業務の目的・趣旨等を確認する。
  - イ スリランカにおける開発の現状・課題、及び今次派遣時の対象となる既往案件の事業内容、進捗状況の確認・把握を行う。
  - ウ JICA南アジア部及びスリランカ事務所と連絡を取り、現地での業務行程を調整する。
  - エ JICAの「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」（以下、調達ガイドライン）、貸付実行方式解説書及び当該国の調達に係る関連法を確認する。
  - オ ワークプラン(英文)を作成し、JICA南アジア部へ提出・説明すると共に、派遣前会議に出席する。

(2) 現地派遣期間(第1次派遣：2014年4月下旬～5月上旬、第2次派遣：2014年6月上旬～7月中旬、第3次派遣：2014年10月上旬～10月下旬、第4次派遣：2015年1月上旬～1月下旬、第5次派遣：2015年2月中旬～3月中旬)

ア 現地作業開始時にJICAスリランカ事務所及びERDにワークプラン(英文)を提出・説明し、業務内容及びスケジュールの確認を行う。

イ コンサルタントやコントラクターの調達手続き・支払手続き等に係る支援・能力強化を実施機関等に対して行う。具体的には下記のような項目の中から必要な支援を行う。

(ア) Short List、Request for Proposal作成支援

(イ) プロポーザル評価支援

(ウ) 入札書類作成支援

(エ) 入札評価支援

(オ) 契約交渉への助言、交渉記録作成

(カ) 契約書作成支援

(キ) 貸付実行申請書類作成支援

(ク) 案件進捗を妨げる契約上の問題への助言・ファシリテーション

ウ 上記申請書類等についてのスリランカ政府内手続きの進捗を確認し、必要に応じて、手続き促進のための助言や他案件での事例紹介等を行う。

エ 実施機関等によるJICAスリランカ事務所への案件進捗報告(プログレスレポート、各種報告書等)取り纏めに係る助言を行う。

オ 実施機関等と協議を行い、JICAの対スリランカ支援方針に合致する将来の案件候補のリストアップや詳細情報の収集等を行い、案件形成の支援を行う。

カ 実施機関等に対し、運輸交通、情報通信、電力セクター等経済インフラ案件に係る新規案件形成のために必要となる、実施機関による経済分析(EIRR、FIRR)、経済計算、財務状況分析(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー分析等)、補完情報収集等に関する指導及び支援を行う。

キ 現地での確認事項及び進捗状況について現地業務結果報告書(英文)に取りまとめ、JICA南アジア部、JICAスリランカ事務所、ERDに提出・説明する。

(3) 国内作業期間(第1次国内作業：2014年5月中旬、第2次国内作業：2014年10月上旬、第3次国内作業：2014年11月上旬、第4次国内作業：2015年2月上旬)

各現地派遣期間の結果を整理し、ワークプラン(英文)を改訂する。また、改訂したワークプラン(英文)をJICA南アジア部に提出し、改訂内容等について説明を行う。

(4) 帰国後整理期間(2015年3月中旬)

ア 円借款事業に附帯する技術支援の必要性に関する収集情報を整理し、JICA南アジア部に報告する。

イ 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA南アジア部へ提出・説明する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(4)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(各現地派遣開始時)

英文3部(ERD、JICAスリランカ事務所、JICA南アジア部)

(2) 現地業務結果報告書(各現地派遣終了時)

英文3部(ERD、JICAスリランカ事務所、JICA南アジア部)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA南アジア部、JICAスリランカ事務所)

尚、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、契約期間中の業務従事月報（和文1部）を作成し、JICA南アジア部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照してください。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、成田⇒コロンボ⇒成田(直行便)を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は7.の通りを予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。また、7.の現地派遣期間は、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、派遣回数5回を上限にプロポーザルにて提案してください。

#### ②現地での業務体制

・現地派遣毎にJICA南アジア部、JICAスリランカ事務所と協議し、対象案件、実施機関等を決定します。

#### ③便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与内容は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
なし
- イ) 宿舍手配  
なし
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供あり
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
業務遂行上必要な場合、スリランカ政府機関とのアポイントメント取得補助(当初機会に限る)

### (2) 閲覧資料

以下の資料がWebサイト上にて閲覧することができます。

- ・スリランカ政府財務計画省対外援助局2013年度年報  
(<http://www.erd.gov.lk/files/FM-Global%20Partnership-Book-English.pdf>)
- ・各国における取り組み(スリランカ)  
(<http://www.jica.go.jp/srilanka/index.html>)

### (3) その他

- ・業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上